

○世羅町障害者等地域生活支援事業実施要綱
平成18年9月29日告示第234号

改正草案

世羅町障害者等地域生活支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項の規定により、障害者及び児童(以下「障害者等」という。)のうち居外での移動に困難のある者に外出のための支援に要する費用の給付を行う事業(以下「移動支援事業」という。)、障害者等が地域活動支援センターその他の施設に通い、創作的活動又は生産活動の機会を提供、社会との交流の促進その他の便宜の供与に要する費用の給付を行う事業(以下「デイサービス事業」という。)及び在宅の障害者等の休日の等の活動の場を確保することで家族等の一時的な体息を提供することに要する費用を給付する事業(以下「日中一時支援事業」という。)の実施について定め、もって障害者等の地域における自立生活の支援及び社会参加の促進に資することを目的とする。

条 照 旧

(事業内容)

第2条 移動支援事業は、障害者等が生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のために外出する際に、障害者等の移動について必要な介助及び介護等の便宜を供与するために必要な費用を給付するものとする。
第3条 デイサービス事業は、事業所において障害者に機能訓練、社会適応訓練、創作活動及び社会との交流の機会を提供並びに給食及び送迎等の便宜を供与するに必要となる費用を給付するものとする。
第4条 日中一時支援事業は、事業所において障害者等に休日等の監視、食事及び送迎等の便宜を供与するために必要な費用を給付するものとする。

(対象者)

第3条 移動支援事業、デイサービス事業及び日中一時支援事業(以下「地域生活支援事業」という。)の対象者は、世羅町に住所を有し、若しくは世羅町の保護を必要とする在宅の障害者等のうち、次の各号に規定する要件のいずれかを満たし、かつ、前条各項で規定する便宜の供与が必要となる者とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第263号)第4条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者で、療育手帳制度について(昭和48年厚生省発民156号)により療育手帳の交付を受けた者
- (3) 療育指導が必要な児童
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉法(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保護福祉手帳の交付を受けた者
- (5) 前各号に定める者のほか、法の趣旨に照らし地域生活支援事業の給付が特に必要と認められる者

2 前項の規定にかかわらず、児童にはデイサービス事業の給付を行わない。

(申請)

第4条 地域生活支援事業の給付を受けようとする障害者又は児童の保護者(以下「申請者」という。)は、申請書を提出するものとする。

(給付決定)

第5条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、遅やかに審査を行い給付の可否及び給付内容を決定し、申請者にその旨を通知するものとする。
2 決定内容に不服がある場合には、申請者はその給付決定内容の変更を申請することができる。

(給付決定の内容)

- 第6条 前条第1項に規定する給付内容は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 給付を決定したサービスの種類 移動支援、デイサービス、日中一時支援のうちいずれか又は全部
 - (2) 給付を決定したサービスの類型 移動支援事業にあっては身体介護無、身体介護有(行動援護型)のいずれか、デイサービス事業にあっては基本事業、日中一時支援事業にあっては基本事業又は基本事業(重心)のいずれか
 - (3) サービスの類型ごとに、1か月に提供される給付の量の上限
 - (4) 給付の期間

条 照 旧

(給付の対象となるサービス)

第7条 地域生活支援事業の給付の対象となるのは、第5条の規定による給付決定を受けた者(以下「受給者」という。)が給付決定を受けたサービス種類及びサービス類型について、その1か月に提供する給付の量の上限の範囲内において、第2条各号に定める便宜の供与等を、便宜の供与等について世羅町と協定を締結した者から受けた場合とする。

条 照 旧

(給付の量)

第8条 地域生活支援事業の給付決定におけるサービス種類及びサービス類型ごとの1か月に提供する給付の量の上限は、障害福祉サービス及び児童発達支援事業(以下「障害福祉サービス等」という。)の給付、受給者の介護保険に係る給付及びその他福祉サービスの利用状況を勘案して決定するものとし、その量の決定の単位は次の各号による。

- (1) 移動支援事業にあっては、時間数
- (2) デイサービス事業及び日中一時支援事業にあっては、日数

条 照 旧

(給付の期間)

第9条 地域生活支援事業の給付の期間は、給付を開始することとした日から1年とする。ただし、障害福祉サービスにおける介護給付のうち居外介護、重傷訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所給付決定を受けている者、障害児通所支援の給付決定を受けている者並びに他の地域生活支援事業の給付決定を既に受けている生活者については、当該給付決定に係る給付の期限によるものとする。

2 地域生活支援事業の給付の期間が終了する受給者は、その終了日の2か月前から給付決定の更新の申請を行うことができる。なおこの場合、その申請及び給付決定は第4条及び第5条の規定を準用する。

条 照 旧

(給付額)

第10条 町長は受給者に、1か月ごとに、次の各号で定める金額の合計額を給付する。

- (1) 受給者の利用したサービス種類、サービス類型及び利用時間等の区分に対応して別表に規定する額に、1か月に受給者の利用した量を乗じた額(以下「サービスに要する費用」という。)に10分の9を乗じた額。ただし、受給者の利用した量は、サービス類型ごとに決定された1か月に提供される給付の量の上限を超えない範囲とする。
- (2) 受給者が障害福祉サービス等の給付の決定を受けている場合で、当該月に受給者の利用した障害福祉サービス等の定率負担額が受給者に認定されている障害福祉サービス等の月額負担上限額を超えている場合、サービスに要する費用の全額とする。
- (3) 受給者が障害福祉サービス等の給付の決定を受けている場合で、当該月に受給者の利用した障害福祉サービス等の月額負担額が受給者に認定されている障害福祉サービス等の月額負担上限額を超えていない場合、サービスに要する費用に10分の9を乗じた額から、障害福祉サービス等の月額負担上限額から

- 受給者の当該月の障害福祉サービス等の定率負担額を減じた額を減じた額
- (4) 受給者が障害福祉サービス等の決定を受けていない場合にあっては、サービスに要する費用に10分の9を乗じた額から、次条により認定された受給者の月額負担上限額を減じた額
- (5) 第12条第2項の規定により受給者が給付費の受領を協定事業者に委任している場合であって、当該協定事業者が受給者の利用者負担額の上限管理を行った場合にあっては、別表に定める上限管理加算の額
2. 前項第3号の額が0円でない場合であって、受給者の利用者負担額の上限管理事業者として登録されている事業者が障害福祉サービス等の事業者であり、かつ、当該上限管理事業者が上限管理を行った場合、別表に定める上限管理加算の額を給付するものとする。

(月額負担上限額)

- 第11条 前条第1項第4号に規定する月額負担上限額は、受給者が障害福祉サービス等の給付決定を受けていない場合に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条の規定を準用し、次の各号のとおりとする。
- (1) 次号から第4号までに掲げる者以外の者 37,200円
- (2) 市町村民税課税世帯者で、市町村民税所得割額16万円未満(障害児の場合)にあっては28万円未満)の者 障害者9,300円(障害児4,600円)
- (3) 市町村民税非課税世帯者 0円
- (4) 生活保護世帯者 0円

(給付の方法)

- 第12条 受給者は、便宜の供与を受けた翌月の10日までに第10条第1項に規定する金額を請求するものとし、市長は、請求のあった月の翌月末までに、給付を行うものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、受給者が給付費の受領を協定事業者に委任した場合、給付費は協定事業者に支払うものとする。
3. 第10条第2項に規定する上限管理加算については、障害福祉サービス等にあって受給者の利用者負担額の上限管理事業者として登録されている事業者によるものとする。この場合、受給者と当該上限管理事業者が障害福祉サービス等の提供に係る契約を締結していることをもって、前項と同様の委任がなされているものとみなす。

(給付の制限)

- 第13条 受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、給付を停止することができる。
- (1) 感染症等の疾患で他の者に感染するおそれのある場合
- (2) 第2条各項に規定する便宜の供与が困難であると認められる場合

(給付の終了)

- 第14条 受給者が死亡、転出、施設入所等により地域生活支援事業の給付要件を欠くこととなった場合、市長は、給付を取り消し、取消通知書により通知するものとする。
2. 受給者は、地域生活支援事業の給付を辞退する場合、辞退届を提出するものとする。ただし、地域生活支援事業を含む障害福祉サービス等の給付決定されたサービス種類の変更を希望する場合であって、その変更の結果として地域生活支援事業の給付が不要となる場合にあっては、第4条に規定する申請書の提出をもちて辞退届に代えることができる。

(協定事業者)

- 第15条 第7条に規定する協定は、第2条に掲げる便宜の供与が安全かつ恒久的に提供できると認められる事業者と締結するものとする。

条 理 証

(上限管理)

第16条 受給者が障害福祉サービス等又は地域生活支援事業に係る上限管理事務を障害福祉サービス等提供事業者又は地域生活支援事業者の協定事業者依頼している場合には、協定事業者は、当該上限管理事務を行う者等にその給付額等について報告するものとする。

条 理 証

(報告)

- 第17条 協定事業者は便宜を供与することに、その供与した旨の確認を受給者に求めるものとし、その方法はサービス提供実績記録票への受給者による押印又は署名とする。
2. 協定事業者は、受給者に便宜を供与した月の翌月の10日までに、受給者ことを作成した地域生活支援事業に係るサービス提供実績記録票を市長に提出するものとする。

(サービス提供記録の整備)

第18条 協定事業者は、地域生活支援事業に係る記録を整備し、便宜の供与が終了した日以降に次に到来する4月1日から起算して5年を経過するまでこれを保存するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第4条の規定にかかわらず、平成18年9月30日において外出介護及び短期入所の給付決定を受けている者は、第5条第1項に規定する申請があったものとみなす。

附 則(平成19年8月1日告示第210号)

この告示は、平成19年8月1日から施行する。

附 則(平成22年3月29日告示第71号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第106号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第10条関係)

地域生活支援事業給付基準額表

1. 移動支援事業

サービス種類	サービス類型		給付基準額
	個別支援	身体介護無 身体介護有(行動 援護含)	
移動支援	グループ支援	最初の30分	1,470円
		以後30分毎	に680円
	2分の1以上	最初の30分	3,410円
		以後30分毎	に780円
	3分の1以上	最初の30分	1,190円
		以後30分毎	に410円
2分の1未満	最初の30分	1,120円	
	以後30分毎	に330円	
4分の1以上	最初の30分	1,060円	
	以後30分毎	に270円	